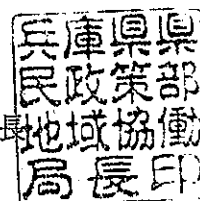


参 第 1227 号
平成16年6月24日

特定非営利活動法人 PLUS 御中

兵庫県 県民政策部 地域協働局長



市民への説明の要請について

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）には、特定非営利活動法人の設立の認証後に登記し、遅滞なく、登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出するように規定されています（法第7条第1項及び第13条第2項）。

しかしながら、貴団体については、平成15年12月22日付けで設立の認証がなされましたが、いまだに当該届出書が提出されていません。

つきましては、別添の「兵庫県におけるNPO法の運用方針」により、下記1について、下記2により市民への説明を行うとともに、その行われた説明内容を本県まで書面により送付されますよう要請します。あわせて、速やかに当該届出書を提出されるよう督促します。

なお、この文書の送付と行き違いに提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

また、この要請文書及び本県へ送付のあった書面は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載します。

記

1 説明していただきたい内容

- (1) 設立の登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- (2) 設立の登記をしていないのであれば、その理由及び今後の登記の予定

2 市民に対する説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴団体の検討に委ねられるものです。参考例としては次のものがあり、説明内容を記載した文書を本県に対して送付し、本県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・ 貴団体の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 貴団体が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

平成16年7月8日

(3) 本県への書面の送付期限

平成16年7月15日（必着）

【参考】

○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（登記）

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（成立の時期等）

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

○組合等登記令（昭和39年政令第29号）（抄）

（設立の登記）

第3条 組合等の設立の登記は、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

- 2 前項の登記には、前条に掲げる事項を登記しなければならない。
- 3 組合等は、設立の登記をした後2週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条に掲げる事項を登記しなければならない。

連絡先：兵庫県 県民政策部 地域協働局
参画協働課 NPO法人係
電話 078-362-9102